南アルプス市告示第７７号

南アルプス市変動型最低制限価格取扱要領を次のように定める。

平成２０年６月６日

南アルプス市長　今　沢　忠　文

南アルプス市変動型最低制限価格取扱要領

（趣旨）

第１条　この告示は、市が発注する工事その他の入札について、過度な低入札による施工の質の低下を防止することを目的に、その対象業種及び最低制限価格の算定方法について必要な事項を定めるものとする。

（対象業種）

第２条　変動型最低制限価格方式は、次の各号に掲げる業種について適用する。

（１）建設工事及び製造の請負

（２）委託業務

（対象競争入札）

第３条　最低制限価格を設けて行う競争入札は、建設工事及び製造の請負の場合は予定価格が１３０万円を超えるもの、委託業務の場合は予定価格が５０万円を超えるものに適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。

（１）競争入札に付す案件で、低入札価格調査制度を適用させるとき。

（２）最低制限価格の適用が不適切であるとき。

（３）談合又は価格カルテル等の事件発生により市場価格が極めて不透明な状況にあるとき。

（算定対象の入札）

第４条　変動型最低制限価格の算定の対象とする入札は、次の各号いずれにも該当しない入札とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に定める入札参加資格のない者が行った入札

（２）一般競争入札に付する案件ごとに定める入札参加資格のない者が行った入札

（３）開札までの間に前２号の入札参加資格を満たさなくなった者が行った入札

（４）予定価格より高い金額で行われた入札

（５）その他案件ごとに定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効となった入札

（変動型最低制限価格の算定方法）

第５条　変動型最低制限価格は、案件ごとに求めるものとし、入札金額の低いものから次に定める算定数分の入札について、その平均額（その金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を求め、その額に１０分の９（工事を除く入札にあっては１０分の８）を乗じて得た額（その金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（１）算定対象の入札の数に１０分の６を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を求め、その数を算定数とする。ただし、入札金額の低い順から算定数番目の順位の入札と、その次の順位の入札の金額が等しいときは、算定数に１を加える（同額の入札が他にもあれば、くり返し算定数に１を加えるものとする。）。

（２）前号の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が６のときは、その算定数を５とする。ただし、入札金額の低い順から５番目と６番目の順位の入札の金額が等しいときは、算定数を６とする。

（３）第１号の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が２から５までのときは、その数とする。

２　前項により決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しない。ただし、算定に用いた入札の無効の理由が金額の書き間違いその他の最低制限価格の適正な算定価格として認められないものの場合は、当該入札を算定対象からはずして最低制限価格を再算定するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が１の場合は、予定価格に３分の２を乗じて得た額（その金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって最低制限価格とする。

（公表）

第６条　変動型最低制限価格方式を適用しようとするときは、その案件の入札又は指名通知においてその旨を公表しなければならない。

附　則

この告示は、平成２０年７月１日から施行する。